

# 告 示

## 埼玉県告示第八百七十四号

測量計画機関である三芳町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年七月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

三芳町

### 二 作業種類

公共測量（座標補正、修正測量）

### 三 作業地域

三芳町地内

### 四 作業期間

平成二十七年六月二十九日から平成二十八年二月二十九日まで